

別記様式

被 処 分 者	認 定 番 号	秋田県公安委員会 第230574号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	さくら代行
	主たる営業所が所在する市町村	横手市
処 分 年 月 日		令和8年1月9日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		○ 被処分者は、共済保険の更新に関し、更新に係る事項を記載した変更届出書を10日以内に提出せず、「法の指示」に該当したものを。
根 拠 法 令		○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項（指示） 第8条第1項（変更届出義務） ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第8条（変更の届出）
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会